# 第 16 回定例教育委員会 会議録

開催月日 平成29年2月9日(木)

開催時間 午前 10 時 00 分から午前 11 時 58 分まで

開催場所 教育委員会室

出席委員 教育長 守屋 守

教育長職務代理者 白 川 太

教育長職務代理者 飯室 元 邦

委員 和田一枝、武者稚枝子

出席職員 教育次長 宮沢雅史

監 教 育 渡井 渡 育 監 小川 巌 教 学力向上対策監 井上 耕史 務課長 小島 良一 福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 望月 啓治

義務教育課長 (代 総括課長補佐 下條 勝)

高校教育課長 手島 俊樹

社会教育課長 (代 総括課長補佐 井上 泰子)

スポーツ健康課長 赤岡 重人 学術文化財課長 小澤 祐樹 新しい学校づくり推進室長 鈴木 昌樹

国体推進室長 (代 国体推進監 樋 紀宏)

企画調整主幹 成島 春仁

草間 総務課総括課長補佐 聖一 高校教育課人事管理監 小川 弘一 政策企画監(総務課課長補佐) 古澤 善彦 浩次 高校教育課主幹・管理主事 廣瀬 総務課課長補佐 篠原 孝男 高校教育課主幹・管理主事 渡邊 謙吾 総務課課長補佐 望月 明男 スポーツ健康課課長補佐 新井 純 総務課副主幹 保垣 利恵 スポーツ健康課課長補佐 岩崎 雄治

傍 聴 人 0 名

報道 0 名

会議要旨

## 〔 教育長開会宣言 〕

教育長から野田委員が都合により会議を欠席する旨の届け出があったとの報告があった。 報告事項(11)及び、その他報告(27)については、個人情報に関することであるため、非公開とした い旨が教育長から発言され、出席委員全員が了承のうえ、非公開とした。

第 32 号 平成 2 8 年度 2 月補正予算概要[説明]総務課

【原案どおり決定】

第 33 号 平成 2 9 年度当初予算概要 「説明 ] 総務課

白川委員 私的に言うと、課別に書いてあるよりも、新やまなし教育振興プランに対する取り組みのほうが、教育全体のベースとなっているんではないのかなと思っていて、そうすると教育委員会活動状況報告書のような題目の中で、この予算はここですという結びつきがあると非常に分かりやすいんじゃないのかなと思います。課別になってしまうとわかりにくいと思うのですが、見て理解をするにはそちらの方が良いのではないかという提案です。

小 島 課 長 振興プランに事業をぶら下げてつくることができる、体系別にですね。資料としてまた後日作成をさせていただきまして、提出をしたいと。

白川委員 そのために無理にとかじゃなくて、これを見た時に、課別で見ても、課でいくら使っているかよりは、例えばいじめ対策とかって、プランがそうなってますよね。それに対してこういう施策があっていくらぐらい予算を使っているんだとか、不登校に対してこうだとかのほうが、そう言うけれど、私には分かりやすいと思います。

小島 課長 おっしゃるとおりだと思います。今回、この議案を、2つの予算案をこの教育委員会の委員さんにご議論いただくのは、この後、当然県議会の議決を経て初めて予算としては成立するような形になっておりますので、議会のほうが課別の説明という形になっておりますものですから、合わせたような形でご案内をさせていただいているんですが、全くおっしゃるとおりではございます。議会の時の説明の種類が、課別説明書というのがあって、それぞれ課別にこういう形で説明申し上げて、ご議決いただいている形を取っているものですから、その形と類似した形で教育委員会にもかけさせていただいているということでございますけれども、委員おっしゃるとおりですので、そこを、検討させていただきたいと思います。

白川委員 何かまた来年というか、次回の時とかに報告させるのを提案いたします。

小島課長 承知いたしました。ありがとうございます。

教育 長 本当に白川委員さんのおっしゃるとおりでありがたいです。 そのまま議会の委員会でこの資料を出す。課長が一人一人順番に説明する。しやすいように。議員さんも説明が課ごとに聞きやすいようにというんですけれども、我々振興プランと教育大綱に基づいて事業をやっているので、そういう資料がないと、議会以外の県民に対しての説明ができづらいので、そういう資料が、今、小島課長も気が付いて、それがないと、あったほうがいいなんていう話なので、そういう資料も用意をして、県民に説明しやすいような、分かりやすいような資料を作るようにします。ありがとうございました。

武者委員 この予算なんですけれども、例えば興譲館高校をつくりましたとか、そういう大きいことがない限りはほぼ大体漸減ということなんでしょうか。

小島課長 そうです。

武 者 委 員 ここはかなり切り詰めようとしてやっているということですか。

小 島 課 長 全体的にはですね、やはり山梨県そのものがそんなに財政的に豊かな県でもございませんし、大きく税収が増えるような見込みもございませんので、やはり先程来申し上げた前年対比を見ていただくと、切り詰めるということはないんですが、事業も新陳代謝をしろということを言われておりまして、やっぱりシーリングもかけられております。財政当局が来年度のどのくらいお財布の入りがあるかを見ながら出はこのぐらいにしてくれと。で、おそらく途中で臨時的、緊急的な支出もあるので、その分も余力を見ながらということです。

ただ、人件費はもう掛ってしまうものですから、人件費以外の事業費を工夫をしながら、新陳代謝、要するにスクラップをしてビルドをしていくというふうなやり方でやっている。その時のビルドもある程度お金のほうは抑えられる形であります。ただ、やはり新規の施策的な事業につきましては、それなりのちゃんと配慮もしていただいているところではございます。

武者委員 今、人件費という言葉があったんですけれども、短い時間ながら教育委員をさせていただいて、やっぱり現場の先生方の声を聞くと、なんとか人を増やしてほしいという意見をいろんなところで聞くんですね。今日の検討事案の一番初めのところでも、例えば山梨県職員の育児休暇等に対する条例で、現在は取得している者はいませんがというコメントがあって、ちょっと気になっていたんです。どうしても教育とか、医療もそうなんですけれども、実際こういう制度があっても取得しづらい雰囲気。じゃあ誰が、例えば朝遅く出て行くと、朝の会は他の先生にというのができないよね。だから制度があっても取れないよねという、そういう

ふうになっちゃうと、一応作ったはいいけれど、何か誰も取らない、ただ紙だけの条例になっちゃうかななんて思っていて、できれば、難しいかもしれないですけど、少し人を各学校、1人教員、教頭先生ですとか、教務の方とかが回るけれども、その先生達も一杯一杯なので、余力がある、ちょっと余裕のある立場の人を入れるというのが、これから女性が、学校の先生も女性が多いですよね。女性が働く時って本当に急なことが多いので、山梨県方式という感じで、全国の先を行くような形で、各学校1人、プラス1人教員を増やすなんていうことができて、そこのお金に充てられたら条例の改定とかも生きてくるかななんて思いました。

女性の活躍と言ったときには、それは絶対必要かななんていつも、どの仕事もそうなんですけど、一見無駄に思えるかもしれないんですけど、そんなこともあって、ちょっとここ、みんな大体前年度比よりも減っていたので、通達も人件費のことが触れてあるならば、よりそこで各学校1人とかというような、できたらいいなと思いました。

あと、この部活動のところ、顧問が入ると非常に良かった。これも依頼がすごく多かったように思うのでいいと思うんですけれども、これは各県で、やっぱり現場の先生の中で各市町村が希望があったら勝手に選んでお金を出しますよという感じですか。それともできるだけ質を保ちたいということがあるので、県である程度、一つ教育をそういう方達に移管して、そして配置してほしいなんていう意見もあったんですけれども、そういう機関のお金にも使っていただけないかななんて思っていました。

## 小島課長

最初のほうについては、私のほうでちょっとご回答させていただきます。

取りやすい環境づくりについては、様々な場面で、また校長さん方にもお願いをしながら、できるだけ取りやすい環境づくりちゃんとしてくださいというようなお願いをしておりますが、現実は武者委員がおっしゃっているとおりだと思います。今後も努力をしていきたいというように思っています。

あと教員の数につきましては、お感じになりながらご発言していただいていると 思いますけれども、やっぱり人件費、非常に高いものですから、特に本県の場合 は、学校の教員の先生は生徒の数、学校の数に応じて、まず校長先生は学校の数 でいただきます。生徒や学級数に応じて、国のほうでも法律があって何人といた だいています。それ以外に県単独で出している教員というのは、山梨県の場合は ほとんどない状況。複式の解消であるとか、国が特別の理由でいただいているも ので不足している分とかというのをやっている教員しかないものですから、中々 教員の人を増やすというのが一番簡単な解決方法なんですけれども、最も費用の かかるやり方ですので、そこが難しい状況になっていて、財政当局とはいろいろ 話をしながら、できるだけ多くの教員の数を確保できるようにお願いはしていま す。本県全体の財布が膨らんでいかない状況の中では、今はちょっと対応できな い状況にありますが、そこは今後一生懸命努力をしていって、教員の多忙化解消 というのは、教員の数が膨らまない中で、今年度中にはなんとか基本的な方針を 策定して、来年度から着手をしていって、教員それぞれの多忙化の解消と、当 然、教育の質の向上も保ちながらしていきたいと思っています。 部活動の話ですが、スポーツ健康課長がお答えをいたします。

### 赤岡課長

部活動の事業について若干補足させていただきますと、県のほうで、例えば各市町村に一人ずつねと、機械的に割り当てるようなことはしません。なぜかと言うと、やっぱり部活動の状況というのが学校それぞれによって指導者が足りているとか、足りてないとか、いろんな状況がありますので、あくまで学校の申請に基づいてやっています。

なおかつ、今回、この事業が、新しい事業が教員に代わって休日に、教員に代わって、今までだと教員が、外部の顧問がいても教員が一緒に行かなきゃいけない。付き添いで行かなきゃいけない。学校活動、教育活動でありますので。その代わり今度は、新しい事業で教員が付き添わなくてもその顧問だけでできるというような事業にするということを目指しております。そのため、それなりの素質というか、素養のある方でなければいけない。それはやっぱり地域の中できちんと把握されている方を持ってくるということなので、県のほうで独自に機械的に割り振るというよりも、地域の中で必要に応じて、地域の求める方を採用する形となっております。

武 者 委 員 指導するのだから最低限ここを履修している人とかということはないということですね。

赤 岡 課 長 そういう要件は設定しませんけど、一定の基準、こういう人でなければ駄目よという基準は設定をいたします。

武 者 委 員 ありがとうございます。

飯 室 委 員 建設事業費などの新規事業はありますけど、ソフト面の、新しいことが結構少ないですよね。今年度29年度当初予算でより目玉は何ですか。

小 島 課 長 やはり大きいものは建設に関わる事業が金額的にも大きいですし、県民の皆様方の関心も高いんだろうなとは思っておりますので、先程ちょっと申し上げました甲府工業の専攻科でありませんが、峡南地域の高校の統合ですね、こういうものを、これが教育委員会の大きな事業だろうというふうには思っております。先程申しました新規の事業としますと、学力の向上等がやっぱり大きな課題で、それに伴いましては小中の連携の研究の協議会、研究会の開催保としない、あとは入学の機会、充実した学校生活を送れるための機会の確保としない、あとは入学の機会、充実した学校生活を送れるための機会の確保としては、これは全国でも先駆けておると思います。入学時の入学金に対している方にとっても負担なく高校生活が送れるかなと。中学から高校に入学する時にお金と渡すという形のものでございます。それから先程スポーツ健康課長がお話をしました。これも学力向上の大きな括りの中に入るかもしれませんが、運動・部活動の充実と、それから教員の多忙化の解消のためということを目的とした部活動指導員の補助金といったようなところが主なところかなと思っております。

飯 室 委 員 何か教員からもっと要望があって、何かそこを改善して、直してやって、予算を付けるという、何かそういう事業なんかも多分あると思うんですよね。ぜひ次にはまた考えていただいて、よろしくお願いします。

和田委員 県の一日教育委員会の中で現場の声を聞いても、スクールカウンセラーの派遣を 小学校に増やしてほしいという声があったので小学校にはどのくらい来年度増え るのか。また、スクールソーシャルワーカーの時間数が限られているので増やし てほしいというふうな声もあったので、現場の声を聞いたりワーカーさんの話を 聞くと、もう時間がいっぱいになってしまったので2月の上旬でもう関わらない 子ども達も出てくるなんていう話を聞いたんですけど、そのへんはどの程度増え ているのかなと。ちょっと様子がよく分からないので説明をしていただきたいと 思います。

青 柳 課 長 スクールカウンセラーにつきまして、中学校は昨年度同様で全校配置になっております。小学校が、昨年度53校でしたけれども、少し増え59くらいかと思います。あと高校が6で変わっておりません。それからスクールソーシャルワーカーにつきましては、実数等の要望は承知をしております。スクールカウンセラーもそうなんですけれども、予算拡大での要望はしているんですけれども、中々厳しいところもあります。

和田委員 国のほうでもスクールソーシャルワーカーの数を増やしていくなんていうことも聞いているんですけれども、時間数もですけど、そうなると一人が持ち時間がとても多くなってしまって十分関われないという部分もあるので、ワーカーさんについては人の数を増やすという方向も考えていただいたほうがいいのではないかな。何かもう一杯一杯で、週に一回回れるかどうかという家庭もあるんですよね。だからそのへんも考えていただいたりして、少し増やしていただいているので、現場の声や県民の声も反映されているかと思うんですけど、そのへんもう少し増やしていただけたらいいなというふうに思います。それから小学校の場合に、どういう基準で配置をしているのかなというところが、学校規模なのか、実態に応じて、規模はそれほどでもないけれども配置するのかという、そのへんのお考えを聞かせていただきたいと思います。

青 柳 課 長 小学校への配置ですけれども、これ内規という形でやっていますが、一つは中 1 で急に不登校が増えるということで、不登校の数が多い中学校区の小学校ということになります。それが一つ目の基準で、それ以外には学校の規模、学級数、それと併せましていじめとか暴力行為とか、ああいった調査をしておりますので、そういった数も併せて配置をしています。

和田委員

不登校が多い中学校区の小学校というふうな形なんですが、実は笛吹の場合には、市内の中学校たいへん多いんですけれども、今、小学校のほうにカウンセラーが行けてない状況なんですよね。配置されてない。5校小学校があるんですけれども。何年か前は何校か小学校に行ってたんですけれども、来てもらえてない学校もあったりとか、それは笛吹だけではないかと思うので、実態もふまえ、できるだけ早めの対応をしていくことで中学校への不登校の数が少なくなっていくということも考えられます。多分考慮されていると思うんですけれども、是非よろしくお願いしたいと思います。

教 育 長

他に何かありますでしょうか。

さっき、武者委員さんに人の話があったでしょう。多忙化解消の話で、人件費 が、今、640億円、職員の人件費が掛っているんですよ。それを1%、例えば 増やすと6億から7億ですよね。1%というと8千人教員がいるので、80人な んです。約300校あります。だから4校に1校しか人は出せない。効率化だと か多忙化の解消のいろんなソフト事業、要は人を増やすんじゃなくて、効率化を するほうで考えますと、1%減らすというのは、例えば1日60分の8時間で4 80分を1%というと、4.8分、5分なんですよ。5分、これはいろんな組み 方があるので、5分減らすと年間6億円以上の効果があるという形になるんです よ。そうするとどっちをやったほうがいいかって、6億8千万というのは、民間 企業だとその分収入があればいいけれども収入は同じなので、7億円分の、例え ば80名を確保する、7億円分の金を新たに税金で投入するのか、1日5分いく と、それが消えるんですよ。いらないんですよ。そういう費用対効果をよく考えると、人を増やすということよりも削るほうが、多分、意識さえあれば楽なんです。県民に説明しやすいんです。ものすごく多忙化を一生懸命やっています。人 を増やすって、私はここに来るまでに、教員は何も人を増やせばいいじゃないか と思ったんですけれども、効果があるとすれば、多忙化の解消に向けた、例えば 研修を効率化するとか、会議を効率化するとか、組織がものすごく多いので。会 議、組織、研修、それから公務事務、それぞれ県がやったり、市町村がやった り、いろんな科目別の先生方がいろんな組織を持っている。それを効率化するほ うが、おそらく人を増やすよりも速やかにできる。

だから多忙化を一生懸命やっているんです。それをやって、なおかつ駄目だという話になる。先にそれをやらないと、先に人を増やすよりも先にそれをやって、なお足りないと言えば人を要求する。順番からいけば、よく国もまずは効率化という目標をするんですけれども、そのほうが多分効率的というか、そういう意識を先生方に変えてもらってやる。1日、先生が5分削ると6億、7億というと、もっと多分できるんだろうと思うんですよ。

和田委員

効率っていうのは人に関わる教育とか医療って難しいと思うんですよね。確かに 5 分なんだけれども、例えばさっき言った、朝、女の先生、お子さんを保育園、 幼稚園に送っていく。その時にぐずって、具合が悪くて遅れちゃとします。この ま律上というか、条例上はそれは認められますよね。でもその時間を、その 先生がもし担任を持っていたとしたらどうするっている話なんですよ。 そんなの 5 分をやってもそこの 5 分はみんな結局いないよねという、教育長さんがおっしただって、だからそこをなんとか。 今、教育長さんがおっしゃられている意識改革はやっぱり大事だと思うんででよいるような、だから女の人、男の人でもいいんですけれども、そういうまだとので、 なるよね。 ただその時は 2 クラスー遍にホームルーム りましてが、 イアリだよねというような、 そういう意識改革にできたら。 お互いをあての代わりに、 じゃあこのクラス、 私見ますみたいな感じの改革が、 意識改革ができればすばらしいと思います。

教 育 長

1日5分だと、例えば研修で大月から甲府へ来る研修を、何も文書で回す研修で、文書で読んでもらえばそれでいいというんじゃあ3時間ぐらい浮くんですよ。そうするとそれは何日分と。1月分減るんですよ。それぐらいの、例えば研修も、ここへ来て分かったのは、県教委がやる研修も、総合教育センターだとか、本課だとか、それから科目別だとか、市町村がやるとか、組合さんがやるとか、それぞれ研修は何をやっているか分からない、横が。それをみんな見れば、例えばダブリがあるのか、漏れがあるのかと。組織はみんな同じだと思うんですけど・・

和田委員 結局、学校の先生達の時間が多忙化で長くなると言っても、実質、昔の先生達が やっていた生徒に関わる時間は短くなって、それ以外が増えているという。だから多忙化を考える時はやっぱりそこの、今おっしゃられたように会議とか、何か それ以外に、部活動も変化あるようですけれども、そこはもう削っていって、学 生と、児童・学生と関わる時間を増やせるというか、増やすという、そういうふ うにしていくと・・

教育 長 極端な言い方をすると、研修を5時間やって、生徒1人に1時間というよりも、 研修を1時間やって、生徒5時間やりましょうとかって、そういうふうに持って いくべきなのかなとは思っているんですよね。

和田委員 もうそれは大賛成ですね。

教育 長 あまりにも研修を大事にするのもいいんですけれども、そういうことを意識を、こうやってやっていますとですね、市町村とかなんとかって、やっぱり気にして、多忙化やらなきゃならないのよというふうに、市町村の学校の校長会の先生方も30分、みんなで目標としてやろうとなんて、そういう実質の取り組みが始まっているので、叫ぶだけでもどうも意識が変わってくるというのはあると思う。そちらのほうをちょっと今重点的にやっているのは確かです。ただ人を増やすというのも、先程ちょっと言われてましたように、部活動とか、そういうことはやっていきます。そんなようなことを今やっています。それでは当初予算につきまして、本案件は原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

#### 【原案どおり決定】

第 34 号 教育委員会の活動状況報告書について [説明] 総務課

【原案どおり決定】

第 35 号 山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 [説明] 義務教育課

【原案どおり決定】

第 36 号 山梨県の公の施設の設置及び管理に関する条例等の整備に関する条例 第 37 号 山梨県立美術館設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則 委員の了承を得て第36号、第37号について一括説明とした。 「説明 ] 社会教育課

白 川 委 員 このような条例を改正するというのは、何か背景に、このようなもののケースがありそうだ、もしくはあったということですか。

岩 下 課 長 背景としましては、現在、50の施設のうち36の施設が平成30年度に指定管理者の募集を行うという予定になっておりまして、大量更新に向けての制度の運用方針を見直しているというふうなことで、全庁的な見直しの中の一つとなっております。

教 育 長 公の施設って、県立学校の公の施設になるんですけれども、我々、職員が行政目 的のために使うのは公の施設はなくて、例えば県民の皆様が使ってサービスを受 ける施設を公の施設、公共施設、同じですけれども、という言い方をしていま す。

ですのでスポーツ施設だとか、美術館だとかというのは、一般の県民が利用するための施設を公の施設。で、その時の管理の方法は、この法律、指定管理者制度が入る前、多分15年か16年にこの指定管理者制度ができるというような、その前は直接運営するか、管理委託をするという言葉を使ってて、直接運営もできるし、管理委託というのは、指定管理者制度と違って、包括的には一つの業者さんにこの施設、図書館を管理してくださいということを委託をするという制度が

あって、この管理委託が法的にできなくなって、その代わりある程度、その業者 さんの、民間業者のノウハウを使う制度として指定管理者制度が出てきて、この 2種類、どちらかにしなければならないというような法律の、地方自治法の改正 がありました。それで、直営でもできるし、指定管理者で使って、民間ノウハウをこういう自主的な運用をすると効率性も発揮できるし、サービスも発揮できる というような、この制度自体を使ったほうが良ければこちらに使いましょうと、 その2種類だけになって、管理委託という言葉も使われなくなったし。 ただ、今回は指定管理者制度にいきますよという条例に、例えば図書館でやった

としても、直接やるという規定は明確になかったものですから、これを今回は入 れて直接運営もできると。

今までの考えは、当然県は、管理そのものは所有者なので、直接運営は指定管理 者がいない場合でもできるという解釈をしていたんですが、はっきりと条文に書 いたほうがいいだろうということで、指定管理者制度もできるし、場合によっては直接運営ができると。この部分の直接運営を明記したということで、今までは 直接運営ができると書いてはないんですけれども、これは当然所有者は県なので、直接管理するというのは当然あるんだろうなとは限外では解釈をしたんです けれども、はっきりしたほうがいいだろうというところで全部の施設に条例とし て改正をしたという背景があります。

特に問題があったというわけではなくて、はっきりさせようということで、明確 に、直接管理もできると。今まではそういう解釈、当然県の施設なので、県が直 接管理するってありだろうという解釈はあったんですけれども、はっきりしよう というのが今回の趣旨ですね。

白川委員 分かりました。

教 育 長 ほかに何かありますでしょうか。 それでは本案件については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

## 【原案どおり決定】

山梨県指定文化財の指定について 第 38 号

第 39 号 山梨県指定文化財の指定について

第 40 号 山梨県指定文化財の指定について

第 41 号 山梨県指定文化財の指定について

委員の了承を得て第38号~第41号について一括説明とした。

「説明 ] 学術文化財課

飯室委員 前半3つは、お寺の中に入っているから他のところは管理は安心ですけれども、 地蔵さんは表にあるわけですよね。こういう県の施設になるとまた狙われたり、 そういう管理とか、そういうこともきっと考えないと。

管理団体が組でやっているということでございますので、そのへんは県のほうで 小澤課長 毎回監視に行くというわけにもいきませんので、組の方々によく管理をしていた だくということをお願いさせていただきたいと思っています。

よく文化財の話の時に、どうやってこれを皆さんに知らしめるかという話が大体 白川委員 いつも付いてくるんですけれども、だんだん多くなってきて、山梨県は特にこう いうのがあってと、特に観光客の人とかが多くなってくると、その人達によっ て、私、一番やっぱり使っているのは紙ベースよりも、やっぱりこのスマート フォンとかに取り入れていったり、見れるようにしていくだとか、そこらへんが 結構重要じゃないかなと思います。

文化財につきましては、貴重なものはどんどん指定をさせていただいて、保存を 小澤課長 していくというのが基本的な考えにございます。それをどう活用していくかとい うことでございます。 今おっしゃられたように、スマホとか、一部、ホームページとかで紹介はしてい る部分があるんですけれども、それが結構皆さんが飛びついてくれるような紹介

の仕方になっているかというと、ちょっとそこは疑問に残るところもございます ので、そこは検討していかなきゃいけないところかなというふうには思っていま

す。

もう一つは、やはりお寺とかそういったところについては、やはりお寺さん自身が広報とか、そういうものをどんどんしていきますし、ただものによっては個人の所有のものだとあまり外に見せたくないみたいなものもございますので、そのへんはちょっといろいろやりながらやっていかなきゃいけないのかなというふうなことはございます。

白川委員 スマホで、よく若い人達が検索するのは、ホームページ上から入るっていうことよりも、地図のほうから、そこに行ったから、時間があったから寄るっていうケース、そっちから入るというのが多くなっているみたいですね。

小 澤 課 長 まだちょっとそのシステムはありません。それらもちょっとまた検討のほうをさせていただければと思います。

和 田 委 員 観光客の方とか訪ねて行った時に、常時、説明をしてくださるような方っているんでしょうか。

小澤 課 長 基本的には、いません。やはりお寺であればお寺の住職さんとかそういった方が、例えば今回の円光院であれば、円光院の方がしてくれるかどうかですけれども、例えばこの円光院のこの座像は、基本的に金庫の奥深くに眠っておりまして、ある一定の期間じゃないと一般公開はしないようになっていますので、そのへんはいつ行ってもいつも誰か説明してくれるかというとなかなか難しいのはあるかもしれません。

和 田 委 員 地域の人達はよく分かってらっしゃるんでしょうか。

小澤課長 基本的にこのお祭りもしたりしておりますので。

和 田 委 員 子ども達とか若い人達も分かっているんでしょうか。

小 澤 課 長 そこは伝えていっていただくということが、中々この伝えが残っていたというの は山梨にも 2 例ぐらいしかないので、多分地域の方々はそれをまた伝えていこう ということはしていただけるんではないかなと思っています。

和 田 委 員 そういうことをしていかないと、本当に分からなくなってしまう・・・

小 澤 課 長 なぜここにこれがあるのかというのも分からなくなってしまいます。

和田委員 若い世代とか子ども達にきちんと伝わっていくような形を取っていかないと、 せっかく指定されてももったいないなと。

教育 長 善光寺って、何か秘仏があったね。7年だか10年だか一遍に御開帳で、阿弥陀 三尊だか何か。例えば円光院さんだって、ずっと金庫の中に入れるんじゃなく て、そうやって定期的に1年でも、5年でもいいけれども、ありますよというこ とが、そうなるともうちょっと何か県民の方も分かって、こういうのに感心があ るといろいろ、お寺さんも格が上がるのか、知名度が上がるのか。

小 澤 課 長 円光院さんのほうはですね、これやはり武田の勝軍地蔵像ということで、開府 5 0 0 年に向けてかなりアピールはしていきたいというお考えはあるみたいです。

教 育 長 山梨県って、首都圏に近いわりにはこういう歴史的ないろんな資源がたくさんあるのでね、活用も、今、和田委員さんおっしゃったように、保存もしっかりやるけれども、活用もしっかりやって、PRしていくほうがいいんじゃないですかね。ぜひ観光部と連携して。

小澤課長はい。

教 育 長 「はい」って言うのは承ったと、そういう意味で言って、とりあえずここさえ過ごせばいいというので言っているわけないよね。では、期待をして。では、よろしいでしょうか。

# ありがとうございました。

#### 【原案どおり決定】

- 2 報告事項
  - (11) 指導が不適切な教員について
    - ( 非公開 )

[説明] 義務教育課・高校教育課

【了知】

- 3 その他報告
  - (26) 「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について 「説明 ] 総務課
    - 白川委員

達成率が低いものには入ってなかったんですが、気にしているのが「朝食を毎日食べる子どもの割合」というやつですよね。最近いろいろなところで教育関係でも話が出るんですが、朝飯を食わないとか、朝飯が何かおやつのようなものだとか、これ、朝飯だけじゃなくて、今度は夜寝る時間だかとか、云々だとかというところになって、ここの部分が体力だとか、学力だとか、いろいろなところに影響があるというのが、結構いろいろなところの学会からも発表されたりとかあって、ここは私、ちょっと力を入れなきゃいけないんじゃないのかなっていうすると、い配をするところです。何かこれがベースなんじゃないかなって思いますると、何がいけないかと言うと、子どもがいけないよりも親に対する指導をどうするかっていうことになってくると思うんです。

そうなってくると、今度、先程の予算の話なんですけれども、これがどういうようなお金が、例えば計画されているのかなとかって分かればいいなとか。何か一生懸命やられてはいると思うんですけれども、でも、なおさらに一層の努力が必要じゃないのかなというふうな、ちょっと私が危惧しているところです。

赤岡課長

何を言っても数字がこうですのでいいわけになってしまうんですけれども、全国的な傾向ではあります。朝食の摂取率が下がっているというのは全国的な傾向。山梨県はどうかというと、全国の平均よりは高い状況にあります。これは目標と現況値が非常に幅が狭いので、その中でちょっとの数字の移動でも比率とすると大きくなってしまうんですけれども、そういう状況にあります。

じゃあ、これについてどう取り組んでいるかと言うと、実際、学校の先生方に家庭に行って飯を作るというわけにもいかないものですから、そうするとどうやって家庭・地域と連携してやっていくんだと。どういう取り組みができるんだというところをいろんな研修会を通じて、養護のサイド、それから栄養のサイドというところから、どういう取り組みができるかというような研修をやるというのが今のところの取り組みです。

教育長 栄養教諭は使わない。

赤 岡 課 長 栄養教諭の研修もあるし、養護の研修もある。養護のほうも中心になって学校単位、地域を巻き込んだ学校保健会なりという場を通じて食、朝食の摂取率を高めるということを今取り組んでいます。

教育長 これは重要でして、うちの教育委員会だけでなくて、食育の推進という観点から 県民生活部というところでやっているんですけれども、全県的な運動にする。例 えば農政部と、地産地消も絡めて朝食べましょうとか。うちのほうは先程ちょっと話が出た栄養教諭も段階的に、今5名ずつ栄養教諭を増やしていって、栄養教諭もこういう観点からいけば、当然朝食は食べましょうという話を、栄養士さんが栄養教諭、栄養士の資格を持っているのは教員として各学校に行って、栄養指導の一環として朝飯を食べましょうということもやっている。それは数も増やし

ています。 取り組みはかなり全県的な、うちだけじゃなくて、いろんな部局と連携しながら 朝飯食べましょうという動きをやっているんですが、いかんせん給食で提供でき るわけではないので、家庭の意識を変えていくというのは、ライフスタイルがどんどん変わっているので、お母さんがあまり作らなくなったからとか、子どもだけの問題でなくて、家庭の事情もあったりするんですが、そういう啓発運動を、今、一生懸命やっているところではあります。

白川委員

ここにいると、食育のところから入っていくのは学力との関係とか、何かちゃんとご飯を食べる子と食べない子、そういうのを研究されている数字だとか、寝る睡眠時間だとか、そういうものも入ってきて、それがじゃあ実証されているわけじゃないんですけれども、私、それをお母さん達は知っているんだろうかというのも思って、そういうことを知っていると、子どもがそういうふうになっていくんだったら、少しでも朝ごはんは何か、おにぎり1個でも何か食べさせたほうがいいんじゃないかって、少しでも考えるんじゃないかなとも思ったりします。

教 育 長 考えないですね。 という親が多くなってきているんですね。

飯 室 委 員 給食費払ってない子がいるからね。親がね。

教 育 長 経済的な問題もあるのかもしれませんし、ライフスタイルが変わっているのと両 方かもしれませんが、全国的な傾向なんですが、ただ重要視はして、注視はして いる大きな項目の一つですね。

武者委員

そういうのは、大体どういうふうな、朝食、昼食、夕食っていうのが、今、本当にちゃんとしているお家はその格差がすごいですよね。だからもう、先程の貧困のこともありますけれども、貧困以前にお母さん達、養育者が精神的にもう落ち込んで、家でずっと寝たきりだと。お母さんもう「疲れた、疲れた」と言って。朝なんかもうお母さん起きないとかっていうお子さんもいるわけですよ。でも子どもはそれを、親のほうがかわいそう、悪いと思って親のことは学校では言わなかったりするんですよね。だから本当はアンケートとかすると、『食べた』というところに丸を付けて、実際は食べてない子なんかもいるわけですよ

だからお子さん達と親御さんの教育を二つ、二本立てでぜひともやってほしいと思う。お母さん達も自分達は疲れて、疲れるからめんどくさい。めんどくさいから餌のように子ども達にとりあえずお菓子でもパンでも食べさせるという人達が一方で非常に増えているような。お母さん達の栄養状態も悪い。非常に悪い。ですからこれは見える、わりと目で見た形で子どもさん達も勉強できる、学べるので、こういうのを作ると自分で作るといいよねとか、コンビニに行った時に、学生さん、中学・高校なんかだと塾で夕飯が菓子パンだけとか、結構いるんですよね。だからコンビニで買う時には具体的にこういうのを入れるといいとかというのを、県でそういうのを作ってもいいのかななんて思います。

作ったり、買ったりとかって、いろいろ多様性で、本当はお母さんと一緒に作って、みんなで美味しく食べるっていうのがいいんでしょうけれども、現実的にそれができる人というのは限られてきているように思うので、特にそういう問題なお子さん違ってそういう背景があるように思うので、あるいはもう勉強でとてもじゃないけど食べる時間に食べれないという学生さん達も増えていますけれども。

だからどういうふうな選択をするかというのを、いろんなパターンで、親と子の教育というふうに別個にやることと、あと実際に、具体的に何を食べたらいいかというのを、そういった教材というか、自分達に作らせてもいいと思うんですよね、子ども達に、親を巻き込んで。そういうのを提示するっていうのはすごく必要じゃないかなと思います。

他の県だと、例えば朝食べてこない子に前の日の給食の残りを養護の先生が、それは独自でなんですけれども、やっているなんていうのを昔はテレビで見たことがあります。パンとか、何か残って腐りにくいようなものを養護の先生達がひそかに集めておいて、朝食べてこなくてというようなお子さん達に、何か問題のある子を、朝、養護の保健室のほうによこして、そこで食べさせてなんていう取り組みをしている自治体が昔テレビでやっていたのを見て、ああって思って、やっぱりそのくらいの状況が山梨県にもあるのかななんて思いました。

全国に比べるといいということなのでなんですけど、分かりやすいところでこういった物を食べるといいよというのが、心の健康にも身体の健康にもなると思うので、ぜひここは取り組みやすいんじゃないかなと思いました。

教 育 長 僕らの親って、大体、朝飯食べている。私も食べている。食べない世代が親になった時に子どもに食べさせるかと言うと、だんだん悪くなる傾向に出ますよね。今のをどう受け止めたか課長に聞いてみますけれども。

赤 岡 課 長 確かに食育、スポーツ健康課で言っているところの食育の推進ということがあります。それは今ここで話題に出ているように、どういう食生活が望ましいかとか、どういう栄養に配慮すべきかというようなところは栄養教諭が子ども達に指導するのもありますし、当然、給食だよりというようなことで家庭に対しても知らせていくという部分があります。

それとは別に、そういうものを見たにしてもできない。まるっきり意識しない家庭が増えてきてしまっている。それは全国的に増えてきてしまっているというのが多分現状なんだろうと。そこへどう打ち込んでいくのかというと、それはもう食育の推進というような観点ではない、また別なところの取り組みが必要なんだろうと。

教 育 長 私の家の話は、かみさんがご飯を作るんだけれども、子どもが食べなくなりまして、ご飯を作らなくなったんです。なぜかっていうと、多分ライフスタイルが夜型になって、朝は食欲がないんでしょうね。というふうにも、そこも、そういうところもあるのかもしれません。

和田委員 今、相談室に来ている子ども達、不登校の子ども達が多いんですけれども、やっぱり朝すごく遅く起きるので、例えば学校へ行く子でも、食べる時間がない。夜更かしをしているために、朝起きて学校へ行くだけが精一杯とか、食欲はないんですよね。夜ちょっと食べちゃったりするからというふうなこともあって、睡眠時間との関係もすごく大きいのかなと。

福島県の若狭町という所では、地域全体で睡眠時間を確保しようということで、毎日学校に来ると、何時に寝て何時に起きて朝ごはんを食べてきたかということを、小学校も中学校も全部付けさせているというふうな取り組みをしていて、そこは朝練をなしにしたりとか、睡眠時間を確保するためになんていうこともやっているような所もあります。地域の方々の協力を得ながら、家庭と連携してというふうなケースもあります。

私が今見ている不登校の子は、結局、個別にもう対応するしかないということ で、基本的な生活習慣が身に付いていないので、何時に寝て、何時に起きて、朝 ごはんを食べたかというようなことをもう何カ月も付けさせているんですけれど も、徐々に睡眠時間も改善されて、食べるようにはなってきたんですけれども、 お母さん自身も、たまたま母子家庭ということもあって、仕事に朝早く出掛け ちゃうので、お母さんも食べていないとかという。今、親も食べないで仕事に 行ってしまうというふうな家庭も多いから。それから何を食べているかという と、もし置いてあってもパンがちょっと置いてあるだけとか、「今日何食べてき た」と言ったら、「パン、半分食べてきた」というような感じで、子どもにもど ういうものを朝食べたほうがいいよということで、お母さんとも話をして、おに ぎり握っておいてもらって、朝準備できなかったら夜握ったのを冷蔵庫に入れて おいてもらって、朝チンしてくれば食べられるからとかというふうに、何かそう いう細かいところまで指導してあげないと、中々口で言っただけでは改善されて いかないという。個別に対応していくということも、クラスの中に、例えばそう いう子ども達がいて、そこは教員ができなければ、私は教員という立場じゃなく 学校現場以外でやっているんですけれど、例えばソーシャルワーカーさんでそう いった指導をしている人達もいます。

だからそういう意味で、個別に対応をしていかなければならない家庭については、やっぱりいくら言っても治らないので、具体的に話をする。来てもらって話をするとか、そういうこともしていかないと、底辺の子ども達はやっぱり救われていかないのかなと。その子達が親になった時にまたそれが連鎖してしまうというのがあって、できるだけ個々の対応をどうしていくか。学校現場でできない部分をじゃあどこまでするかという。子育て支援課みたいなところでやっているところも、市町村によってはあるようですし、そのへんも福祉との関係で連携しなきゃならない場合もあるのかなと思います。

きゃならない場合もあるのかなと思います。 やっぱり睡眠時間がすごく乱れています、子ども達の。小学生でも12時までに寝ない子ども達も大勢います。やっぱり8時間から10時間ぐらいは眠らないと、やっぱり翌日の学校の学習にも影響するし、食欲も出てこないということがあるので、そのへんも重要なことかなというように、セットで考えたほうが、睡眠時間と朝食を食べることはセットで考えたほうがいいのかなというように思います。

教 育 長 私は、朝、食欲があって、下手をすると焼きそばに餃子食べちゃったなんていう時があるんですよね。うちの職員の人で朝飯をちゃんと食べる人、手を挙げてください。

飯 室 委 員 この議論は次に回しましょう。これをやっていても。

教 育 長 そうですね。 ありがとうございました。

【了知】

(27) 平成28年「やまなしスポーツ賞」について

( 非公開 )

[説明] スポーツ健康課

【了知】

(28) 第72回国民体育大会冬季大会(ながの銀嶺国体)スケート競技会・アイスホッケー競技会 の結果について

[説明]スポーツ健康課

【了知】

〔 教育長閉会宣言 〕